

第3章 調査の方法

本調査では、「地方議会の女性議員に対するアンケート調査」及び「女性議員ネットワークに対するアンケート調査」の2段階のアンケート調査と、ヒアリング調査を実施した。

なお、本調査の企画に先立ち、女性議員ネットワークの定義の検討等に資することを目的として、国内外における女性議員ネットワークに関する論文等の文献調査を実施した。その結果、47都道府県中少なくとも18の都道府県において、超党派の女性議員ネットワークと考えられる団体に関する情報を確認した。全国で一定程度、女性議員ネットワークの形成がなされている可能性が高いことを確認するとともに、女性議員ネットワークの活動例等について把握した上で、本調査を企画した。

1. 地方議会の女性議員に対するアンケート調査（第1段階アンケート調査）

1) 目的

後続調査の基礎となるデータを収集するため、地方議会に所属する女性議員による女性議員ネットワークへの加入状況と、加入している団体の基本情報を把握することを目的とした。

2) 調査対象

全国の地方議会に所属する全ての女性議員を調査対象とした。

3) 調査方法

各地方議会の議会事務局を通じて、それぞれの議会に所属する女性議員へアンケート調査票を送付した。調査期間は令和7年8月18日（月）から9月12日（金）までとしたが、回答状況に鑑み、9月18日（木）まで回答を受け付けた。回答はウェブフォーム、メール、郵送、FAXのいずれかの方法で受け付けた。

なお、回答は匿名方式としたため、理論上同一人物によって複数回回答する可能性は排除できないが、集計過程で同一人物が多数の回答を実施したことが疑われるケースは見られなかった。

4) 調査事項

回答者の属性、女性議員ネットワークへの加入有無、加入している場合の団体名や連絡先等の基本情報等、計7問程度のアンケート調査とした（詳細は添付資料1「地方議会の女性議員に対するアンケート調査票」参照）。

5) 「女性議員ネットワーク」の定義と留意点

本アンケート調査で女性議員ネットワークへの加入有無を尋ねるに当たっては、有識者の助言を踏まえ、女性議員ネットワークの暫定的な定義を設けた。定義は以下の3つの要件を満たすものとし、下記要件に該当していると思われる団体については幅広く「女性議員ネットワーク」に当てはまるものとした。

- ①人員 現職の女性議員3名以上を含む人員で構成されている。（左記条件を満たしていれば構成員に男性等が含まれていても該当。）

②活動内容 現職の女性議員の議員活動に資する情報交換、交流会、悩みの相談及び勉強会・研修等の活動（オンラインを含む）を実施している。

③活動実績 年1回以上、「②活動内容」を実施している。

第4章で述べる本アンケート調査の結果を解釈するに当たっては、上記の定義が前提となっており、さらに、上記定義は第1段階アンケート調査のみにおいて適用される暫定的なものであることに、留意する必要がある。

6) 集計上の留意点

四捨五入により割合を算出しているため、合計が100%にならない場合がある。

2. 女性議員ネットワークに対するアンケート調査（第2段階アンケート調査）

1) 目的

第1段階アンケート調査において連絡先を把握した女性議員ネットワークに対して、各団体の基本情報や活動内容等の詳細を把握することを目的とした。

2) 調査対象

第1段階アンケート調査において回答が得られた女性議員ネットワークを調査対象とした。

第4章で述べるとおり、第1段階アンケート調査において、名称や連絡先等の回答が得られた団体数は、重複を含め延べ625団体であった。第2段階アンケート調査の調査対象の特定に当たっては、重複する団体を統合した上で、有識者等の助言を踏まえて一部団体を調査票の送付対象から除外した結果、調査票を送付した団体数は249団体であった。

送付対象から除外した団体は、（1）連絡先不明の団体、又は（2）政党・会派、政党内組織と思われる団体のいずれかに該当する団体である。（1）には、第1段階アンケート調査の回答でメールアドレス又は電話番号の記載がなかったため調査票を送付できなかった団体と、第1段階アンケート調査で回答を得た連絡先のメールアドレスに技術的要因で調査が発出できず、かつほかの手段で連絡が取れなかったため調査票を送付できなかった団体が含まれる。（2）には、団体名に政党の名称や略称等を冠する団体、又は「女性局」の名を冠する団体が含まれる。（2）については、政党が持つネットワーク機能は一般に認識が浸透していると考えられるところ、相対的に実態の把握が遅れている、政党・会派又は政党内組織ではないネットワークの実態把握に焦点を当てるのが本調査の趣旨に沿うと判断し、本要件を設けた。

なお、第1段階アンケート調査において、同一名称の団体に対して、異なる回答からそれぞれ異なる連絡先が得られたケースについては、団体の同一性を確認する手段がないことから、各団体を別団体とみなして調査票を送付した。

3) 調査方法

第1段階アンケート調査で回答が得られた連絡先に対し、電子メール、FAX又は郵送でアンケート調査票を送付した。調査期間は令和7年10月30日（木）から12月5日（金）までとしたが、回答状況に鑑み、12月28日（日）まで回答を受け付けた。回答はウェブフォーム、メール、

郵送、FAXのいずれかの方法で受け付けた。

4) 調査事項

団体の正式名称、連絡先、活動地域、人員規模とその構成、活動期間、活動目的、活動内容、活動の成果、課題、今後の方向性等、計 17 問程度のアンケート調査とした（詳細は添付資料 2「女性議員ネットワークに対するアンケート調査票」参照）。

5) 集計方針

第 1 段階アンケートの集計結果には、本章 1. 5) で述べた暫定的な定義には該当するものの、名称等から推察して「女性議員ネットワーク」とみなすことは難しいとみられる団体の回答が含まれていた。

そこで有識者の助言等を踏まえ、活動実態に照らして「女性議員ネットワーク」と認識すべき団体をより正確に把握するため、第 2 段階アンケート調査の実施に先立って、集計対象とする団体の条件を明確化した。その条件は、「女性議員が活動の主要な対象であり、かつ情報交換・交流会、悩みの相談及び勉強会・研修等が活動の主要な内容である団体であること」とした。具体的には、第 2 段階のアンケート調査の回答において以下の 2 つの条件のいずれか 1 つ以上に該当した団体は、上記の条件に当てはまらない団体と整理し、集計対象から除外した。

- ①団体の主要な活動に関する設問（調査票 Q11）において、「特定の政策を実現するための提言・請願に関する活動」、「女性の政治参画を促進するための講演会等の啓発活動」、「女性候補者の発掘・育成」、「有権者との意見交換・交流会」のいずれかを選択した団体
- ②団体の活動における参加対象者に関する設問（調査票 Q12）において、「参加対象を性別で限定しておらず、かつ女性を主要な対象として想定しているものではない」を選択した団体

また、第 2 段階のアンケートの回答が得られた団体の一部に、その正式名称に政党の名称や略称等を冠する団体が確認されたところ、本章 2. 2) で述べた送付対象からの除外要件を踏まえ、これらの団体を集計対象から除外した。

6) 集計上の留意点

四捨五入により割合を算出しているため、合計が 100%にならない場合がある。

また、前項までに示したとおり、第 2 段階アンケート調査の実施に当たっては、一定の要件に沿って一部団体を送付対象又は集計対象から除外している。第 4 章で述べる本アンケート調査の結果を解釈する際には、上記の事情を十分に踏まえる必要がある。

3. ヒアリング調査

1) 目的

第 2 段階アンケート調査の回答を踏まえつつ、女性議員ネットワークの活動実態や設立経緯、活動に当たっての課題等をより詳細に把握することを目的とした。

2) 調査対象

第 2 段階アンケート調査の回答内容と有識者等の助言を踏まえ、特徴的な取組を行っている

考えられる女性議員ネットワーク 6 団体（図表 3）を選定し、ヒアリング調査を行った。

なお、ヒアリング調査を実施した団体については、各団体了承の上、非公開とする。

図表 3 ヒアリング調査を行った女性議員ネットワークの一覧

名称	活動地域	人数規模	設立年代
団体 A	全国	大規模（40 名以上）	2010 年代
団体 B	V 県内	大規模（40 名以上）	1990 年代
団体 C	W 県内	大規模（40 名以上）	1990 年代
団体 D	X 県内	中規模（20 名－39 名）	2020 年代
団体 E	Y 県内	中規模（20 名－39 名）	2010 年代
団体 F	Z 県内の特定エリア	小規模（20 名未満）	2020 年代

※表中の「人数規模」欄は、第 2 段階アンケート調査の回答に基づく。

3) 調査方法

対面又はオンラインにより実施した。調査時間は 1 時間程度とし、半構造化インタビューの形式を採用した。なお、調査は令和 8 年 2 月 10 日（火）から 18 日（水）にかけて実施した。

4) 調査事項

それぞれの調査対象の団体の特徴を踏まえつつ、主に以下の 5 観点から調査を実施した（図表 4）。

図表 4 ヒアリング調査の実施に当たっての調査観点

観点	
1	団体の概要
2	設立の経緯と、活動の目的及びその変遷
3	活動内容とその効果
4	運営の方法や工夫点とその課題
5	団体の活動が女性議員にもたらす意義